

特定外来生物被害防止基本方針(案)に対する意見の概要と意見に対する考え方

第1

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
1	1	生態系は流動的なものであり、常に変化し続ける。人間活動における他生物の干渉を、外来生物にのみ限って「生態系への被害」というのは成り立たず、基準はあくまでも人間が決めるのであるから、“特定外来生物による人間活動に対する被害の防止に関する基本構想”にのみ話を限るべき。	外来生物による被害として、生態系に係る被害、人の生命・身体に係る被害、農林水産業に係る被害が主であると認識しています。	1
	2	国が日本の生態系についてどうしたいのか、最終的にどのような状態になるのが望ましいのか明記されておらず、人が不利益にならないければ問題ないということにならないか不安。	本法は、我が国の生態系等に被害を及ぼし又は及ぼすおそれのある外来生物について、その被害を防止することを目的として、飼養等の取扱いを規制するとともに、防除等の措置を講ずることとしています。	1
1-1	1	「生態系、人の生命・身体又は農林水産業への被害の問題は外来生物が問題」とあるが、「ある地域に人為的に導入されることにより」とあるように問題なのは人為的に外来生物が持ち込まれたのが問題に訂正を希望する。	1-1「背景」においては、「外来生物による生態系、人の生命・身体又は農林水産業への被害の問題は、一般的に「外来生物の問題」として認識されており、」と客観的な認識について述べています。	1
	2	日本国内で話題となっている外来種の大半が、農業や漁業振興等、何らかの目的によって国策により移入されてきた。国の責任には全く触れられておらず、まず第一にその事を明記すべきではないのか。	人為によって導入された生物の中には、様々な役割を期待して活用されてきたものがありますが、生態系等に被害を及ぼすものが出てきています。そのことを「背景」において記述しています。	4

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
	3	レジャー産業での外来種の有用性は広く認知されており除外されるべきではない。このため「このような生物の中には、家畜、栽培植物、園芸植物、造園緑化植物、漁業対象種観光資源・国民休暇(レジャー)等様々な用途に利用され」と修正する。	ここでは一次産業や公共事業など公的性格が強い用途について例示をしています。	2
	4	一口に生態系と言っても境界線を設定しその特定範囲内を示すのか、その特定範囲に関わる周辺地域・水域までを示すのかで解釈に大きな違いが生じる。よって本案で安易に生態系と表現し背景とするには無理がある。	生態系とは生物の種群と環境とが相互に作用しているシステムを言います。境界線を引くことは難しく、システムとしてのまとまりはどのような内容の相互作用を有しているかで決まります。そのようなシステムを保全する必要があるとして、本法で「生態系」を位置付けています。	1
	5	外来生物が在来種を捕食し繁殖している事実は事実だが、一方で外来生物の存在が確認されていない地域・水域で在来生物が激減もしくは絶滅しているという事実があり、生物の多様性が失われている事を外来生物の問題として認識する根拠の一環とする事は出来ても、それを背景として基本構想とするのはあまりにも稚拙と言える。	生物多様性が失われていることについては、平成14年に策定された新・生物多様性国家戦略で、開発、管理不足、外来生物の3つの危機としてまとめられ、それぞれ対応が必要とされました。本法及び基本方針はそのような経緯を受けて外来生物対策として作られています。	2
	6	「農林水産物の食害等による農林水産業への被害を及ぼし」とあるが食害だけでなく、環境の変化等の追加を希望する。	農林水産業への主な被害の例示として、外来生物による食害を掲げています。	1
	7	「環境問題」であるにもかかわらず、農林水産業という特定の産業分野への影響のみが記述されているのは不自然。環境に依存して行われる産業は農林水産業のみではないため、農林水産業への影響についての文言を削除すること、削除できないので有れば他の環境の影響を受ける産業も併記されたい。	外来生物による被害として、生態系に係る被害、人の生命・身体に係る被害、農林水産業に係る被害が主であると認識しています。その認識のもと、本法では生態系や人の生命・身体と並んで農林水産業を掲げ、これらに及ぶ被害を防止することを目的としています。	969
	8	生態系を述べるために人への危険性、農林水産被害を持ち出すのは根本的に間違っており、両方とも環境省の考えるべき事ではない。それこそ越権行為である。	外来生物により被害を受けるものとして、生態系、人の生命・身体、農林水産業があり、これらは並列です。	3

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
	9	被害の問題は「森林伐採」「湖岸・河岸工事」等外来生物以外の人為的のものもある。「一般的に「外来生物の問題」として認識されており」を「人の命・身体に被害・影響をあたえる一要因として」と修正すべき。	ここでは外来生物対策の背景として、外来生物に関する問題点を挙げています。	2
	10	「野生生物の分布」=「地域に固有の生物相」=「生態系」と正しい科学的見地に基づいた示唆をされているにもかかわらず、当該案は、「特定外来生物」=「国外外来種」であることが非常にわかりにくい形で提示されており、「国境」を想起させるような記述には、非常に問題がある。自然生物には関係のない「国境」ではなく、「自然分布単位」で語らなければ、問題の本質は何も見えず、解決しないと考える。	陸続きの場所に国境がある場合は国境は生物分布の境界とはならないと考えますが、日本は島国であるため、渡り鳥を除き、その国境が陸産生物の生息・生育分布の境界となり得ます。本法は、我が国の法律で対応する領域内に関してであるため、国境を前提に海外からの外来生物を対象としています。	1
	11	生態系等に係る被害に関して、海外から導入されたか国内の他の地域から導入されたのかは関係が無い。国内移入種も特定外来生物の対象にすべきである。	国内の移動まで規制することは困難ですので、本法では海外からの外来生物を対象にしています。	20
	12	農林水産業の分野において現時点で行政の免許を受けている外来生物は、特定外来生物の指定から外すよう要望する。	第2の1ウに記述したとおり、他法令上の措置により本法と同等程度以上の輸入、飼養その他の規制がなされていると認められる外来生物については、特定外来生物の選定の対象としないこととしています。	1
	13	外来生物に関わる産業で生計を立てている場合もあるので、そういった内容を追加して欲しい。	様々な役割を果たしてきたものがあることについては記述しています。	1
	14	背景として記されている一般的な「外来生物」の定義と本基本指針で定義する「外来生物」の定義を、読者がその違いを正しく理解できるよう明確な表現にすべき。	ご指摘を踏まえ、後者の「外来生物」の定義を法律と同じ表現で記述することとします。	1
	15	植物については、栽培、園芸、造園緑化と分化されているにもかかわらず、魚類については、スポーツフィッシングもあるのに漁業対象種とまとめられていることに疑問を感じる。	ここでは一次産業や公共事業など公的性格が強い用途について例示をしています。	1

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
	16	有用種の導入と生態系に影響を及ぼすリスクは常に一体であるため、「一方、産業的有用を目的として導入された種を含め、それまで存在しなかった生物がある地域に人為的に持ち込まれる」という文章を加えるべき。	本法では、有用であるかどうかにかかわらず、一義的にはそれまで存在していなかった地域に生物が持ち込まれた場合のことを記述しています。	1
	17	外来種による経済的な被害という点で、汚損被害による工業・エネルギー産業への損害は、世界的に大変に重大な問題となっているため、「人への危険性を有するものや農林水産業・工業・エネルギー産業に被害を及ぼすような事例も見られている。」と修正すべき。	外来生物により被害を受けている主な客体として、生態系に係る被害、人の生命・身体に係る被害、農林水産業に係る被害があるものと認識しています。	2
	18	外来生物が意図的に野外に放出された背景には、必ずその目的があり、その目的が国民の幸福に貢献するものであれば、係る被害とのトレードオフを考慮しながら、その目的の達成をサポートしなければならないのも行政の大切な役割。ところがその目的の具体的内容、その重要度や達成度、現状での評価など、なぜ放出が必要だったかについての考察が全く欠落している。その目的から論じるようなものに修正されることを、一国民として強く要求する。	本法は外来生物による被害の防止を目的としています。一義的には、外来生物の使用目的にかかわらず放出等により引き起こされた被害にどう対処するかが重要です。	1
	19	選定の前提アと関係し、明治時代以降の表現は唐突の感があるため、『近代になって、人間活動の発展に伴い人と物資の移動が活発化し、…』にし、問題の時代を示しておいてはどうか	ご意見のとおり修文します。	1
	20	積極的役割を果たしてきたとされる外来種については、時代背景から当時の要求を満たしていた経緯もあるが、1980年代からの生物多様性の観点からすれば問題を生じる種も存在する。このため、「一方、…」ではなく、「しかし、…」として、利用されてきた種であっても、生物多様性の保全からすれば再考を要する種であることを表現するべき。	外来生物のすべてが生物多様性を変質させてしまうわけではありませんので、「一方」という表現にしています。	1

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
	21	外来生物の問題は、日本が海外からの輸入に何ら規制なく行ない続けて来たところに最も大きな原因がある。生物多様性条約が発効されてから既に10年を経たの本法策定であり、その対応の遅れが定着した外来生物の個体数を増加させ、また新たな定着も起こす結果を導いていることは、背景として記述すべき反省点と思う。	ご指摘のことを踏まえて外来生物法が成立しています。基本方針ではその上でどのような点に気をつけて今後対応していくかを記述することとしています。	1
	22	明治以前と明治以降の外来生物種導入数及び個体数など概算が可能であれば数値を、また全く数値を出せない状態であるならば、その事を背景に明記する必要がある。	数値はありません。定性的な記述として6行目に物資の移動が活発化したことを述べています。	1
	23	外来種による影響は、不可逆的被害が多く、対費用効果の点からも、予防原則に則るべきであり、生物多様性条約を尊重する立場より、予防原則に則ることを、明記すべきである。	生物多様性条約において、予防的な観点に立って、外来生物対策を進めることが重要とされている旨の記述を追加します。	3
	24	大事なことは、如何に被害を判定し、有害か否かを判定するかだと思ふ。	被害の判定に係る考え方については、第2「特定外来生物の選定に関する基本的な事項」に記述しています。	1
	25	地域に固有な様々な生物が相互に作用し合うことにより成り立っているものが生態系」についてであるならば、外来種による影響もまた相互作用の一つではないのかと思う。	導入された外来生物により、保全すべき地域固有の生態系にマイナスの作用が働くのであれば、対応が必要です。	1
	26	「様々な積極的役割を果たしてきたものもある。」についてであるならば、外来種であっても産業的に成熟し、有益性がある。または文化に浸透しているのであれば規制対象とはすべきでは無い。	外来生物による被害の防止を第一義に、経済的・社会的影響も考慮することとしています。	1
	27	意図的・非意図的に導入される外来生物による我が国の生態系～を防止することを目的として」とあり、この場合行政機関がおこなった非意図的行為でも法に抵触(今度の外来種被害防止法)するので責任が問い易くなったと解釈している。	非意図的な導入は、直ちに法に抵触する行為ではありません。	1

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
		28 「非意図的」な項目は削除した方が良いと思う。そうでないと淡水間での在来種魚の移植等農林水産業等の営みが全く行えなくなる。	非意図的な導入についても、防止されることが望ましいと考えます。	1
		29 外来生物による被害を明瞭なデータで国民に対して大々的に公表する必要があると思う。	今後の施策の参考にさせていただきます。	1
		30 生活文化に浸透しているものは被害を全く及ぼさない、もしくは及ぼしたとしても重要視しないということであろうか。かなりの種類の外来生物が様々な意図で日本に入り、益、および害の側面両方を持つ生物は、どう扱われるのか不明瞭。	特定外来生物による被害の防止を第一義に、社会的、経済的影響も考慮することとしています。	1
		31 生態系、人の生命・身体又は農林水産業はそれぞれ相対関係にある。全てを優先させる事は不可能であり、三つに優先順位を設けるか、あるいはひとつを残し、残り二つの削除すべき。	これら三つは並列の関係にあります。	2
		32 特定外来生物の選定にあたっては、生態系の変化そのものを、選定理由の第一に挙げるべきではない。人の生命、身体又は農林水産業に係わる被害を防止することを理由の第一とすべき	法律上の順序に沿ったものとしています。	1
		33 野生生物の分布についての言及や、島国独自の生態系などの文章は不要。「我が国の生態系への被害」の箇所は削除すべき。	外来生物による生態系への被害は発生しており、対処する必要があります。	1
		34 あらゆる外来生物は生物多様性保全上の観点から問題があるということを前提にすることが予防原則についての国民への理解啓発からも必要だが、市民生活の維持のためにその有益性を認める生物も存し、また都市生態系などの構成生物となっている場合もある故に、外来生物のうち、特に影響が顕著なものについて外来生物として法律を制定しているとするべき。	ご主旨のとおり法律となっています。	1

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
	35	捕食されることで在来生物が駆逐されることはない。エサとなる生物が存在してはじめて、その生物を補食する動物が生存できるものであり、一時的に在来生物数が減少することもあるが、長期的に見れば、在来生物は一定数で安定する。	外来生物による駆逐等の例は報告されています。	1
	36	明治以降の外来生物が現在どのような被害を及ぼしているのか、更に詳細にしめすべきではないか。	今後とも知見の充実に努めます。	1
	37	「農林水産物」及び「農林水産業」という具体的定義が不明確である。そもそも何をさしているかが不明。	一般的な用語としての「農林水産物」及び「農林水産業」です。	1
	38	3段落目冒頭の外来生物が利用されている用途の例示は、5つのうち3つが植物に関するものとなっており、また、動物の愛玩飼養が含まれておらず、全体にバランスが悪い。「園芸植物」を含むのであれば、それと同様に動物の場合の「愛玩飼養」も含むべきである。	ここでは一次産業や公共事業など公的性格が強い用途について例示をしています。	2
	39	一般的に「外来生物の問題」として認識されており」とあるが、在来種の異常繁殖も、生態系、人の生命・身体又は農林水産業への被害を齎していることは明白であることから、この文章についても削除もしくは「このような生物による生態系、人の生命・身体又は農林水産業への被害の問題の一部に「外来生物の問題」があり」と変更して頂きたい。	ここでは「ある地域に人為的に導入されることにより、その自然分布域を越えて生息することとなる生物が、海外からの生物が在来生物であるかを問わず、一般的に外来生物として認識されていることを述べています。	1
	40	「直接、間接を問わず、様々な人間活動、人為の影響によって生物多様性保全上の危機が引き起こされているが、その一つに外来生物の導入による生態系のかく乱がある」等生物多様性の危機に関する記述を書き込むべき。	本基本方針は、外来生物による被害の防止を目的として定められた外来生物法に基づくものとして、外来生物に関する記述をすることとしています。	1

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
	41	外来生物が及ぼす生態系、人の生命・身体又は農林水産業への被害それら全てが揃わなければ駆除の対象にはならないと思う。	本法では、生態系、人の生命・身体又は農林水産業のどれかに被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあれば特定外来生物に指定して、規制や防除等の措置を行います。	1
	42	既に長い年月を経て定着し、様々な人々の生活の一部となり大きくは産業となり、現代文化の一部を担う生物として存在するものもある事を認識、記述されている事に関して大きく賛同する。	参考として承ります。	2
	43	予防原則に則った対応をすることの必要性を「背景」の中に明記しておくべきであり、次のように修正すべき。「…国際的にも生物多様性条約第8条(h)において対応の必要性が指摘されている。また、 <u>生物の多様性の著しい減少又は喪失のおそれがある場合には、科学的な確実性が十分でないことをもって、そのようなおそれを回避し又は最小にするための措置をとることを延期する理由とすべきではない。</u> 」	ご意見の趣旨を踏まえ、生物多様性条約第8条において予防的な観点に立って、侵入の防止、早期発見・早期対応、防除(影響緩和)を図ることが重要であるとされている旨の追加記述をします。	1
				1044
1-2	1	「在来生物との交雑による遺伝的な攪乱等の生態系への被害」と記されているにも関わらず、一方で、「農林水産業への被害」と語られており、放流なくして成り立たない内水面の状況からすると、どっちつかずのものになっているのではないか。	被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるのであれば対応が必要です。	1
	2	農林水産業への被害を大きな課題として読める。一部産業の発展を意味する偏った考え方では、課題認識としては甘すぎる。	外来生物により被害を受けている主な客体として、生態系に係る被害、人の生命・身体に係る被害、農林水産業に係る被害があるものと認識しています。	1
	3	確かに日本の生態系、人々に被害を与えるかもしれないが、外来種をむやみに差別するのはよくない。外来種がいるから、日本の固有種がいなくなったと言っているが、それだけが問題ではなく、ゴミなどの汚染なども問題だと思う。	生態系等に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物については対応が必要です。	2

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
	4	課題認識について、本来在来種の保存を図るならば、外来種の駆除よりも環境の保全が第一であり、外来種の駆除をするならばその費用を環境の保全にまわしたほうが効果的のように思われる。	生物多様性の保全を進めるためには、環境の保全も外来生物対策も両方とも重要です。	1
	5	これ以上の外来生物が日本に持ち込まれないよう徹底した管理が非常に大切であると思われる。	外来生物すべてではなく、我が国の生態系等に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物について対応が必要であり、そのような外来生物については特定外来生物に指定して徹底した管理を行います。	1
	6	国内に生息しているある魚種が特定外来生物と指定されても、その魚種のみ防除を行うことは、技術・予算の両面から適切性に欠ける。特定在来生物を除去することによる在来生物へ影響が生じる。現状生息域の拡散防止と在来種の保護区等を設定を考えるのが、一般的な考えである。	生物多様性の保全を進めるためには、保護区等の設定も外来生物対策も両方重要です。防除は技術・予算・体制の観点を含め、特定外来生物の性質や地域の状況に応じて対応することになると考えます。	1
	7	外来生物だけでなく、「在来生物」についても定義をしておいた方がよい。	ご指摘を踏まえ、修文します。	1
	8	適切な管理は当然必要だが、今まで野放しにしていた責任は誰が取るのか。	野外で特定外来生物による被害が生じ、又は生じるおそれがある場合に、被害の発生を防止するため必要があるときは、国等が防除を行うこととしています。	1
	9	外来種は簡単には駆除できないし、急激に繁殖することはあっても未来永劫続く者ではない。人に対するかみつきや毒等による人の生命や身体への被害を与える種のみ対策するべきではないか。	現時点で、在来生物の種の存続や固有の生態系に重大な被害が生じ、又はそのおそれがある場合には、対応が必要です。	2
	10	「被害を及ぼし」と書かれているが、今ある環境の中で何がどのように影響を及ぼし合っているのか真実を確認し、その上で種を特定していかなければならない。	被害の判定に係る考え方については、第2「特定外来生物の選定に関する基本的な事項」に沿って選定することとなります。	1

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
	11	「土壌環境の攪乱」という一文について、在来生物が生息するすべての環境変化という意味で、「水域の周辺環境悪化(水質悪化等)」という一文の追加を求める。	ここでは生態系に係る主要な被害の例を掲げています。	1
	12	「野外への逸出を予防することが重要であり」との認識は、おかし。外来種問題の第一義的な解決には、「国内に持ち込まない、あるいは、人為的移動を防止することが重要」であるはずで、そういった文言とすべき。	外来生物が被害を引き起こすようになった直接的な原因は、野外への放出ですので、まずは野外への逸出を予防することが重要であることを述べています。	2
	13	防除について、実現可能性が低い現在のブラックバスやギルの防除方針を考え直していただくという意味で「計画的」という言葉を使われているのなら是としたいが、「実現可能性を考慮し計画的に」というような追加をお願いしたい。	ブラックバスやブルーギルが指定されるかどうかは未定です。実施可能性を踏まえつつ効果的に被害を防止するため、完全排除、封じ込め、影響の低減などの目標を定めつつ、「計画的に防除を行うことが必要」としています。	4
	14	定着したというのは外来種が生態系の中に組み込まれたことになり、その外来種が個体数を急激増加させるというのは、人為的な影響や環境の変化などが考えられ、その原因が外来種には直接関係ないと思う。	人為的な影響や環境の変化も関連があり得ますが、外来生物の増加により、被害が拡大することがあり得ます。	1
	15	遺伝的攪乱こそ生物学的に最も重要視されるべき不可逆的で深刻な被害であると思われる。このことをくみ取れる文章へ改定を希望する。	ここではどれも生態系への被害として、並列させています。	1
	16	人の生命に関わる場合の外来生物は特に対策が必要。	生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害については、それぞれを比較するのではなく、それぞれの被害に対して適切に対応するという事としています。	1
	17	「～の恐れ」という項目が2箇所あるが、確証もない事に税金を無駄に投資するのは問題がある。	外来生物対策は予防的観点も踏まえつつ行うことが必要とされており、法律上「おそれ」についても対処することとされています。なお、「おそれ」の考え方については、第2(2)アに追記しました。	1

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
	18	「計画的に防除を行う」とあるが、防除による二次的災害を十分に検討してほしい。現代の生態系と現代の食物連鎖とを調査して、調査結果を公表して欲しいと考える。ある外来生物を防除した結果、別の外来生物が激増し、その結果、予想もつかない在来生物が激減する可能性もある。	ご意見を踏まえ、防除を計画的かつ順応的に実施すること、地域の生態系に悪影響を及ぼすことのないよう配慮する旨、記述します。	1
	19	定着してしまっている外来種が急激に増加する場合の影響が懸念されているが、在来種でも急増した場合、環境に与える影響は大なると考える。	在来種の急増による問題については、必要に応じ鳥獣保護法等の別の枠組みで対応することとなります。	1
	20	本法案の目的とするところは、在来生態系を保全し地域ごとの生物多様性を保つことにあると理解しており、人の生命や身体への被害予防や各種産業への影響に関する課題認識は目的外であり、外来種在来種問わずの有害種対策を別に講ずるべきではないか。	法の目的には、人の生命・身体や農林水産業への被害の防止も含まれています。また、在来種の有害対策は別の枠組みで対応することとなります。	1
	21	生物学的にみれば個体数が急増するのは定着する前の事象であって、一時的な場合が多い。生物相の遷移におけるスパンをどのくらいの長さで見ればいいのかを決めずにこのような内容が展開されるのはどうかと思う。	被害についての知見を活用し適切に対応していくことと考えています。	1
	22	一概に「外来生物」=被害と結びつけないで、外来生物のランク付けを(1)これから持ち込まれる可能性のあるもの、(2)今持ち込まれ、増えつつあるもの、(3)すでに持ち込まれ、爆発的に増えている段階にあるもの、(4)定着し、その場にニッチを得たもの、としてそれぞれの段階にあるものを、地域や現状によって被害(なのかどうか)のレベルをみきわめ、被害を受けているというレベルであったときにはじめてどう対処すべきかという順序で進めるように書き換えてほしい。	外来生物のうち、被害を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるものを特定外来生物として対処するものです。被害の状況は地域によって異なることから、防除に際して対処内容を検討することとなります。	1
	23	外来生物による影響は不可逆的とあるが、決して不可逆的ではなく、長期的に見れば最終的に安定した生態系となる。	ある在来種が絶滅してしまう場合など、影響は不可逆的なものがあると考えています。	1

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
	24	駆除に成功した事例・計画的とする実現可能なビジョンを広く国民に開示し、我々の税金をどのようなスケジュールにどれくらい投入するのか・投入先並びに投入後の費用対効果の徹底究明により、国民に対して十分な説明責任を果たすべきである。	実施可能性を踏まえつつ効果的に被害を防止するため、完全排除、封じ込め、影響の低減などの目標を定め、計画的に防除を行うこととしています。	1
	25	最近では諸外国から物資の流入が多く、外来生物が日本国内に持ち込まれており、それらの外来生物が引き起こす多くの問題について、私もこれらの問題に心を痛める一人として、基本方針(案)の課題認識には共感を覚えた。	ご意見として承ります。	1
	26	「 <u>農林水産物の食害等による農林水産業への被害及び取水施設への汚損による工業・エネルギー産業への被害を及ぼし</u> …」として、下線部分の文言を追加すべきである。	外来生物により被害を受けている主な客体として、生態系に係る被害、人の生命・身体に係る被害、農林水産業に係る被害があるものと認識しています。	1
	27	外来生物の影響の中に、影響の重大な病原微生物(寄生生物)の媒介・蔓延による在来生物及び人の健康への影響を追加すべきである。	在来生物への影響は含まれていますが、人の健康への被害は対象外です。	1
	28	予防原則から考えて、国境管理による水際規制が最も効果的であり、「その影響がさらに大きくなる可能性がある。 <u>侵略的な外来生物による被害防止は、我が国に持ち込まないことが、最も重要である。外来生物の管理は、徹底した国境管理による移入防止が、実効性、費用対効果の面からも最も有効である。</u> このため、そのような外来生物については我が国へ不必要に導入されることのないようにし、」と修正すべき。	ご意見の趣旨を踏まえ、侵略的な外来生物の我が国への導入については、生物多様性条約の考え方を踏まえて対応することが重要である旨の追加記述を検討しています。	2
	29	外来生物の及ぼす被害として、在来種の補食、自然植生への影響等の7点が上がっているが、これらを全て「被害」と言う言葉でまとめるのは、乱暴すぎる。人が生きる上で必要な、人体への被害や農林水産業への被害を及ぼす外来種は駆逐が必要だが、その他の項目に対して影響を及ぼす外来種には、もっと慎重になるべきである。	本法では、生態系、人の生命・身体、農林水産業に係る被害を防止することとしています。	1

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
	30	輸入制限が取られている期間の輸入業者、企業等、産業への配慮はあるのか。	未判定外来生物については、おそれがあるか否かの判定を了するまでの間は輸入禁止で、配慮事項は本法に規定されておりません。	1
	31	外来種問題は、そもそも適切な管理をしていたにもかかわらず逸出し、蔓延したことが問題となっている。更なる管理を徹底させる為にも「適切」ではなく「徹底」とすべき。	第3の柱書きに記述していますが、外来生物による被害の多くは、不適切な管理の元に飼育等をした結果、遺棄や逸出等によって野外に放たれることに起因していると考えています。このため、課題認識として「適切な管理が行われることが重要」としています。	1
	32	顕著な事例がないため、「踏み付けによる自然植生への影響」を削除すべき。	草食動物による踏み付けの例などが報告されています。	1
	33	野外に話す行為を「逸出」及び「放出」という2種類の用語で表記しているが、用語の使用について整理が必要。	逃げ出した場合は「逸出」で、意図的に野外に放した場合は「放出」という用語を使用しています。	1
	34	「防除」を「駆除等による被害の防止」とするか、「防除とは...」という断り書きを記すべき。	本法に規定された用語として「防除」を使用しています。	1
	35	人為による外来生物の在来生態系への導入自体が生態系あるいは遺伝的多様性を攪乱し、生物多様性に影響を与えることを明記する必要がある。	本法では、特に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合にその外来生物について対応することとしています。	1
	36	在来生物への脅威として、外来生物が持ち込む寄生生物(ウイルスを含む)による脅威が確認されているため、外来生物による生態系への被害の例として、「寄生生物の持込みによる在来生物の圧迫」を追加するべき。	ここでは外来生物による主な被害の内容について記述しており、寄生生物の持込みによる在来生物の圧迫については、「等」に含まれるものと考えます。また、ウイルスのような種類の判別が困難な生物は特定外来生物の選定の対象とはしません。	1
				43

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
1-3	1	被害についてどのような観点で判断するのか。特定の学識経験者と言った人物、団体などではなく、商業や事業といった観点も取り入れて判断願いたい。	被害の判定に係る考え方については、第2「特定外来生物の選定に関する基本的な事項」に記述しており、外来生物の利用者からの意見も必要に応じ聴取することとしています。	4
	2	2000種にも及ぶ外来生物の中から特定外来生物をたった数ヶ月で選別することは物理的に不可能。また国民の余暇や、それに関する産業が根付いている生物を公平な協議なしに「特定外来生物」として決定することは民主主義のルールに反する行為である。	〃	1
	3	生態系に影響を及ぼすと考えられる為、生態系に強く影響すると考えられる生物については購入時に登録する等の制度が必要。	本法では、特定外来生物については、飼養等に際して許可が必要であり、許可を得て飼養等を行う際には当該生物が許可を受けて飼養等していることを明らかにする措置が必要です。	1
	4	「すでに蔓延し〜」の対象となりえる動物についてミシシippアカミミガメがあり、本種は環境に対して抵抗性が強く、飼い方が不適切で脱走するケースが比較的多い動物であるが、一方で大事に飼っている場合もあり、そういう方に無用な負担感を与える政策は慎んでほしい。	ミシシippアカミミガメが選定されるかどうかは未定ですが、特定外来生物については、逸出しないような施設、方法で飼うことが重要です。	1
	5	「外来生物による影響には不可逆的なものもあり、」としていながら、既に定着した外来生物を取り除いたときの「影響」に対する記述・考察が当該方針に見当たらないのはなぜか。「予防」については大賛成だが、既に定着した種についての「駆除」に果たしてゴールはあるか。	ご意見を踏まえ、防除を計画的かつ順応的に実施すること、地域の生態系に悪影響を及ぼすことのないよう配慮する旨、記述します。	2
	6	被害を最小限に抑えるには、その場所から持ち出さないことが当然であると思うし、明らかに人の生命、身体への被害が想定される生物は駆除するべきであると思う。	ご意見の趣旨については、本法の規制、防除等の措置により対応可能と考えます。	1

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
	7	外来生物の計画的防除とあるが、まず生活環境の改善から考えてほしい。弱い生物が繁殖／隠れる場所が増えれば生物の数もバランスが取れて行く。	生物多様性の保全を進めるためには、環境の改善、外来生物対策も両方重要です。本法では、外来生物対策について対応することとしています。	1
	8	被害の程度と必要性については十分な時間をかけての所見を行い必要な場所からの計画的な防除を切望する、けっして啓発的な防除や保障的な予算配分にならぬ様、配慮されたい。	防除については、第4で記述しているとおり、計画的にやらなければならない場合や緊急的に実施しなければならない場合があり、計画的な防除に関しては地域の状況等に応じて適切な目標を定めつつ防除を行う必要があると考えます。	1
	9	外来種の移入については規制が必要だが、全国的に定着した生物種の防除は不可能であり、税金投入による一部の個人や業者・団体への利益供与にしか成りかねない。	全国にまん延している場合であっても、被害が生じている場合には防除を行う必要があります。地域の状況等に応じて適切な目標を定めつつ計画的に実施することが必要です。	2
	10	外来種の封じ込めを行うとの事だが、具体的なプランがあれば提示し、生態系・地域等への2次的、3次的な影響をきちんと検証するべき。	防除に係る具体的な手法は、対象となる外来生物や地域毎に異なるため、状況に応じて科学的知見に基づいた具体的な計画を立て、モニタリングしつつ防除を進めることが必要です。	2
	11	何十年と定着している外来生物については外来生物を利用して生計を営む地域住民のことも配慮し、被害状況を十分に把握して駆除や封じ込めを実施すべき。なお駆除を行った成果も公表されることを希望する。	防除に係る具体的な手法は、対象となる外来生物や地域毎に異なるため、状況に応じて科学的知見に基づいた具体的な計画を立て、モニタリングしつつ防除を進めることが必要です。	1
	12	レジャー産業での外来種の有用性は広く認知されており除外されるべきではない。このため「外来生物の中には様々な用途で利用され、例えば国土保全、観光資源・国民休暇(レジャー)での活用等の役割を果たしてきた事もあり、」と修正する。	公益性の高い事例を記述しています。	2

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
	13	生態系への影響に対するその「役割」の重みについては公平な判断が下されるべきであり、同じ種であっても対象となる地域によっては、導入の意図と生態系への影響の重み付けは異なると考えられるので、公平な判断のための原則および基準に関するガイドラインを設けるべきである。	ある地域で被害があれば、飼養等の規制を行い、野外に放出されないようにすることが必要です。防除については地域の状況に応じて優先度を考慮することも必要と考えます。	2
	14	実際に仕組みを動かしていく際には、私権や社会・経済的な影響との調整が必然的に生じてくるため、どのようなケースに如何なる役割を果たしてきたのか付記した方が妥当であり、「例えば国土保全等において社会的・経済的に役割を」と修正すべき。	公益性の高い事例を記述しています。	2
	15	外来生物が国民生活に利用されている事は明白でこれらを十分考慮する事を御願いたい。	考慮については、第2の3に記述したとおりです。	7
	16	普及啓発を推進するに当っては一部学識経験者、マスコミ関係者に見られるような扇動的な啓発活動に注意し合意形成が出来るまで十分な時間を取るよう配慮されたい。	普及啓発の内容については、第5の4に記述したとおりです。	1
	17	外来生物の分布調査も自然環境基礎調査はの一項目として位置づけることが必要。	運用に当たり、参考にさせていただきます。	1
	18	北海道に倣ってブルーリストを全国で作成することを推奨するなど、都道府県単位での外来生物対策を積極的に後押しする調査を計画することを提案する。	今後の施策の参考とさせていただきます。	1
	19	外来生物の分布や生態的特性に係る基礎的な調査研究が先で、これらの成果によって因果関係が明確になり、技術開発へと繋っていくプロセスを辿るべきである。	調査研究の内容については、第5の3に記述したとおりです。	1

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
	20	未判定外来生物に関する「被害を及ぼすおそれがあるものである疑いがある」との表現は、「被害を及ぼすおそれがある」で良いのではないかと。	被害を及ぼすおそれがあるかどうか明らかでないものが未判定外来生物として指定されるもので、そのような外来生物を法律上「被害を及ぼすおそれがあるものである疑いがある」と表現しています。なお、未判定外来生物の選定対象については第5の1(2)に記述したとおりです。	1
	21	3ページ目2～3行目「…基礎的な調査研究及び防除や監視等に係る技術開発を推進することが必要である」の部分は「…基礎的な調査研究及び防除や監視等に係る技術開発を推進するとともにこれらの技術開発を行う機関の充実を図ることが必要である。」に修文すべき。技術開発の体制が不十分では推進は不可能。	ご指摘の「技術開発を行う機関の充実を図る」も含めて「技術開発を推進する」という表現にしています。	1
	22	完全排除、封じ込め等の防除のための研究・開発について、積極的に進めるというニュアンスを盛り込めればより良いのではないかと。	ご指摘の趣旨は本基本方針案に含まれているものと考えています。	1
	23	生態系への影響をもたらす要因を、国内への外来生物導入のみに限定しているように見受けられる。「環境変化による生態系への影響の認識とその対策」という一文の追加を求める。	生態系への影響をもたらす要因としては、様々な要因がありますが、本法では外来生物による被害に対処することを目的としておりますので、外来生物対策を主体として基本方針を記述しています。	1
	24	間違った情報や誇張された情報では混乱を招くだけなので、くれぐれも正確な情報を発信してほしい。	今後の施策の参考とさせていただきます。	3
	25	「特定外来生物として規制を検討する際に、その役割について考慮することが必要である。」という記述には賛成であり、社会的、経済的観点、又は文化や人々の生活の中に溶け込んでいる外来生物については十分に考慮していただきたい。	考慮については、第2の3に記述したとおりです。	14

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
	26	外来生物が問題を引き起こす原因は、単に野外に放出された事ではなく、野外に放出され繁殖繁茂した事が原因であることは明白。例え野外に放出されても、繁殖繁茂不能であれば生態系に被害を及ぼすに至らないという認識を含めて頂かなくては本法で規制する内容が理不尽に思う。	繁殖して個体数を増やさなくとも捕食により固有種の生存に影響を及ぼしていく生物はいますので、一般的に繁殖しなければ影響がないということではなく、個別の生物の選定に際して検討すべきことと考えます。	1
	27	被害、影響を与えた外来、在来生物は、排除、封じ込め等で処理するのは当然としてもそれらを趣味、さらには生計を立てている国民に対してはどのように対応するのか。保証、あるいは代替案はどのようなのか。	特定外来生物の選定又は防除に際して個別に考慮していくべきあると考えます。	2
	28	第一義的に重要なのは野外への逸出を予防することとあるが、第一義的に重要なのは自然分布域外への生物の持ち込みの制限であり、次に野外への逸出防止であるから、記述の順序を逆にすべきである。	単に持ち込むだけで被害が生じるわけではなく、野外への逸出が起こればはじめて被害が生じるため、このような記述にしています。	3
	29	予防原則の基本方針に則り特定外来生物に該当するか否かの見知が無い場合はおそれがあるがなかろうが全て対象としなければならず、「被害を及ぼすおそれがあるものである疑いのある外来生物に」の部分には不要である。	特定外来生物に該当するか否かの見知がない生物の中でも、第5の1(2)に該当する生物を「被害を及ぼすおそれがあるものである疑いのある外来生物」とし、そのような生物を「未判定外来生物」として選定することとしています。	1
	30	まだ国内に持ち込まれていない生物については被害やそのおそれを確認してから対応では余りにも対応が遅すぎる。このような対応しかできない以上は、新たな生き物は全て持ち込むべきではない。	本法は、侵略的な外来生物について、被害防止のための措置を行うこととしています。また、おそれがないとはいえない外来生物については、未判定外来生物に指定して輸入を規制します。	1
	31	監視して見つかる場合は概して手遅れの場合が殆どである以上、これも予防原則に則った対応とは言えず、このような対応しかできない以上は、新たな生き物は全て持ち込むべきではない。	”	1

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
	32	特定外来生物の選定の際には、国土保全等の役割を重視しすぎずに、あくまでも「生態系等の被害を防止し生物多様性の確保」を目的とする本法律の精神にのっとり、指定すべきである。	特定外来生物の選定に当たっては、原則として被害の防止を第一義とすることとしています。	2
	33	既に定着している動物を殺すことを奨励するような法律は容認出来るものではない。	本法は、侵略的な外来生物について、被害防止のための措置を行うことが目的です。そのために防除を行い、やむを得ず殺処分をすることはあり得ますが、その場合は動物愛護管理法の考え方に沿った適切な取扱いを行うよう留意することとしています。	2
	34	「外来生物の中には様々な用途で利用され、(中略)特定外来生物として規制を検討する際に、その役割について考慮することが必要である」という記述にもあるように、そういうものはしっかり考慮した上に選定してほしい。	第2の3に記述したとおりです。	1
	35	外来生物の果たした役割は、多くの考慮項目の一つでしかないため、「その役割について考慮することが必要である。」を「考慮すること」と改める。	どういった場合に考慮するかについて、「規制を検討する際に考慮する」ということを明らかにしているものです。	1
	36	ブラックバスは諸外国では歓迎されているようであり、果たして情報交換等を行うことは可能なのか。	可能な限り情報交換できるよう努力することが必要と考えています。なお、IUCNの外来種ワースト100にブラックバスはリストアップされております。	1
	37	「既に定着し～その役割について考慮することが必要である。」に賛成であり、訂正・削除のない様にしてほしい。	ご意見として承ります。	1
	38	国土保全およびライフラインに係わるものに限定した上、「役割とその代替について考慮する」べき。	「代替」については、第2の3で考慮することとされています。	1

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
		39 一部の人々によって利用されてきた外来生物については、その外来生物が利用されることによってどれだけの生態系被害がもたらされたか＝負の経済効果について、しかるべき機関のアセスメントが行なわれる必要を付記し、そのアセス費用については利用を求める人々が負担すべきであることも明記すべき。	被害の判定については、第2に記述した手順に沿って実施します。	1
		40 「ただし、生態的特性に係わる基礎的調査研究については、日本国内における事例を必要としない」と一文を加えるべき。	ご意見の趣旨については、第2の2(2)イで記述しています。	1
		41 被害という規定の基準を考えると、「人間生活に対する被害」と言い直すべき。	本法でいう被害は、生態系、人の生命・身体、農林水産業に係るものとしています。	1
		42 人間活動に有益ということを用いるのであれば、とにかく徹底してこの視点で全体を書き直すべき。人間生活に有害・有益なもの、生態系での役割は全くの別問題である。	本法では、生態系等への被害の防止を図ることを目的としています。	1
		43 「研究・技術開発の推進」「外国の政府機関や専門家との情報交換」は被害防止の方針にいれるべきではないのではないか。被害の基準を選定する上で必要なものであって、全体的に話がひっくり返ってしまっている。このような文章では外来生物は「防除、排除」という方針で文を組み立てているようにしか見えない。	これらは、被害に係る知見、防除の手法等に係る知見等を取捨する上で必要なものです。	1
		44 輸入を制限するを導入を阻止するに変更すること。このことにより将来在来種の国内移動の問題も視野に入れた表現になる。	特定外来生物及び未判定外来生物については、輸入の制限が必要としています。	1
		45 定着した外来生物には計画的かつ順応的管理が必要不可欠であり、「計画的に」を「計画的かつ順応的」とすべきである。	ご意見のとおり修文します。	2

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
	46	「国土保全等の役割」が何を指すのかが曖昧である。「等」にはどのようなものが想定されているのか、実際にはすでに生態系の一部として機能している外来生物も存在すると思うが、ここで曖昧な表現を用いて内容を曖昧にしておく、産業へのメリットやレクリエーション機能などもなし崩し的に含められてしまうことが危惧される。	公益性の高いものを例示しています。	1
	47	すでに生態系の一部として機能している外来生物の取り扱いに対して、特定外来生物として順応的管理を進めながら状況をフィードバックして対応を再考するなどの基本的な姿勢を明確にしておくなければ、安易な解決法として本来特定外来生物に指定されるべき生物への指定を見送り、そのまま放置することが選択されかねない。	ご意見を踏まえ、防除を計画的かつ順応的に実施すること、地域の生態系に悪影響を及ぼすことのないよう配慮する旨、記述します。	1
	48	附帯決議五 政府や自治体が行う緑化等の対策において、外来生物の使用は避けるよう努め、地域個体群の遺伝的攪乱にも十分配慮すること。とも矛盾のないようにすることが必要である。	今後の施策の参考とさせていただきます。	1
	49	本来の利用目的に叶うものについては有効利用するという事も視野に入れるべきで、なにがなんでも「完全排除」という文言については本基本方針から削除すべきである。	防除については、対象となる生物や地域に応じて適切な目標を定めて実施することとしています。	1
	50	「外来生物の野外への遺棄や放出等が生態系への脅威となる可能性があることと共に、既に定着し生態系の一角を担い社会的に有効利用されている外来生物(帰化生物)の存在の認識を深め、… 中略…普及啓発を推進する」に訂正することを求める。	本法は外来生物による被害の防止を目的としています。一義的に、被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるのであれば対応が必要です。	1
	51	国内外来生物に関する記述が全くない。この項の第1段落の最後に、「また、ある特定地域の在来種が特定外来生物に選定された場合には、その国内での移動・運搬を認めないものとする。」の追加文章が必要である。	国内由来の外来生物は、本法の対象外です。	1

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
	52	国土保全等の役割に関して、緑化等が外来生物を用いることで大きな問題を引き起こしている現状および国会の付帯決議(五)にもある遺伝的攪乱の防止の観点からも、この例は削除し、問題が発生していない農作物の例に変更すべきである。	公益性が高いものを例示しています。	1
	53	莫大な税金を投入して、法を成立させる為の準備が整えられる事になるであろうが、さらに個人負担で設備投資・資格取得が必要となるシステムが文書掲載されていない。決定事項についてシステムを細かく進行していくのではなく、決定させる為に皆から意見を求めるのが筋である。	特定外来生物の飼養等施設の基準等に関しては、特定外来生物の選定の際に必要なに応じて利用者等の意見を聴取することとしています。また、飼養施設基準等を定める省令の決定に際しては、パブリックコメントの募集を行うこととしています。	1
	54	国土保全等だけではなく具体的に「社会的」「文化的」「生活的」「経済的」等の追加記述をお願いします。	公益性が高いものを例示しています。	1
	55	「附帯決議 5 政府や自治体が行う緑化等の対策において、外来生物の使用は避けるよう努め、地域個体群の遺伝的攪乱にも十分配慮すること。」が決議されていることから、「その役割について考慮し、 <u>原則として在来の生物利用を検討することも必要である。</u> 」と修正すべき。	技術的な課題や生態系等への影響の問題がない場合には外来生物の代替としての在来生物の利用についてはあり得ると考えますが、基本方針で原則的な方針として示すのではなく、運用上個別に対応すべき内容であると考えます。	1
	56	次のように修正すべき。「 <u>外来生物の生態系におよぼす影響の程度、および分布や生態的特性等に係る基礎的な調査研究を進めるとともに生物の群集構造や分類、さらに生態系管理、および早期防除とその体制、監視等に係る技術開発を推進するほか、生態系におよぼす影響の低減技術、および外来生物利用の代替となる在来生物利用等について、生態系への影響に配慮し、研究開発を行うことが必要である。</u> 」	ご指摘の事項は、運用上の課題であると考えますので、今後の施策の推進に当たり参考にさせていただきます。	1
	57	「国土保全」は少し大げさであるため、「例えば国土保全等の役割を果たし」を削除するべき。	緑化等で外来生物が使用されている例がありますので、このような記述としています。	1

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
		58 「既に定着し被害を及ぼしている特定外来生物については、被害の程度と必要性に応じ生態系からの完全排除、封じ込め…」とあるが完全排除が具体的に成功した例も無く、完全排除を実施することによって、他の生物、またはその生息領域すべての生物に害が及ぶことがあることから、この文言は削除すべき。	現段階で完全排除が困難な場合には、被害を抑えるための対策として効果的な対策を検討し実施するべきであると考えます。	1
		59 生態系等について、「日本固有の生態系保全・保護及び人間活動の発展」というニュアンスを含め、適う限り価値判断基準を並列に記述し、実効性が伴うものにすべき。	「生態系等」については、外来生物法で「生態系、人の生命及び身体又は農林水産業」を「生態系等」という旨定義していますので、この用語を使用しています。	1
				95